

会 長	局 長	次 長	係 長	係

令和 4 年 3 月 2 3 日

奄美市農業委員会

第 3 回定例総会議事録

署名委員 西 盛満

署名委員 前山 重一郎

## 奄美市農業委員会第3回定例総会議事録

1. 招集日時 令和4年3月23日(水) 午前9時30分～

2. 招集場所 AIAI広場 2階会議室

3. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	岸田 国広	9	栄 和正
2	中棚昭三十	10	泉 智宜
3	肥後 安美	11	中山 芳一
4	榮 清安	12	
5		13	吉 卓男
6	西 盛満	14	濱手 薫
7	前山 重一郎	15	土浜 良二
8	前田 孝徳	16	野崎 清志

4. 欠席委員

寺師 清満 南 和利

5. 議事に参与した者

事務局長 政 新一郎 事務局次長 勇 和彦  
住用分室長 久保田 義雄 笠利分室長 竹田 勇人

6. 報告事項

・4月定例総会日程について

7. 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名について
- (2) 会期の決定について
- (3) 議案について

議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について

- 議案第12号 非農地の認定についての決定について  
議案第13号 奄美市農用地利用集積計画(利用権設定)の  
合意解約の決定について  
議案第14号 奄美市農用地利用集積計画(利用権設定)の  
決定について

(4) その他

議長

(吉 会長)

ただいまの出席委員は14人であります。総会は成立いたしました。

これから、令和4年第3回定例総会を開会いたします。

それでは、議事日程に入ります

#### 日程第1

会議録署名委員の指名を行います。

本総会の会議録署名委員には、6番西委員と7番前山委員のお二人を指名いたします。

#### 日程第2

会期の決定を議題といたします。

本日の総会は日程通知のとおり議案第10号から議案第14号までの5件を予定いたしております。

お諮りいたします。

会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の日程は1日と決定いたしました。

本日の議案日程はあらかじめお配りしてありますとおりを予定としております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

#### 日程第3

議案第10号農地法第3条の規定による許可申請No.7からNo.10について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

(政局長)  
(事務局の朗読及び説明)

議案第10号の3条許可申請について

2ページをお開き下さい。

NO. 7は、譲渡人が所有する3筆の土地、1,393㎡を贈与による所有権移転の申請となります。

取得後は、畜産用の牧草を栽培する予定となり、面積拡大のためと判断いたします。

13ページをお開き下さい。

NO. 8は、譲渡人が所有する1筆の土地、2,347㎡を売買による所有権移転の申請となります。

取得後は、バナナ・サトウキビの栽培を予定しており、営農計画書も提出されていることから新規農家となります。

22ページをお開き下さい。

NO. 9は、譲渡人が所有する1筆の土地、1,891㎡を贈与による所有権移転の申請となります。

取得後は、キャベツ・白菜の栽培を予定しており、営農計画書も提出されていることから新規農家となります。

31ページをお開き下さい。

NO. 10は、譲渡人が所有する4筆の土地、2,702㎡を売買による所有権移転の申請となります。

取得後は、田いも・タンカン等を栽培する予定しており、面積拡大のためと判断いたします。

以上4件でございます。

いずれも下限面積を満たし、農地法第3条第2項の各号該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長交代 → 榮会長代行

議長

(榮会長代行)

それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。  
順次、譲受人、譲渡人、土地の順にそれぞれ報告を求めます。

事務局	<p>(竹田分室長)</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請No.7の譲受人に3月18日13時25分に電話をいたしました。</p> <p>譲受人は龍郷町に居住しておりますが、11ページの3の(1)にありますように、父親が節田地区で畜産を営んでおり、本人も一緒に従事しているとの事です。</p> <p>譲渡人と譲受人の父親が従弟との事で、譲渡人も転勤族との事で財産を整理するため贈与になったそうです。</p> <p>今後、後継者として譲受人が畜産を営んでいくことになるので父親名義ではなく譲受人の名義として登録するようです。</p> <p>申請内容について土地の所在、面積及び売買金額等間違いのないとの事で確認が取れました。</p> <p>委員の皆様のご審議宜しく申し上げます。</p>
2番	<p>(中棚委員)</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請No.7の譲渡人の報告をいたします。</p> <p>3月12日午後4:30分に電話で話をうかがい確認しました。</p> <p>譲渡人の職業欄に公務員とありますが大島北高の先生です 出身地は笠利町の節田であり、譲受人の父親とは従弟になるそうです、畑はすでに奥さんに草畑として貸しているそうです。譲渡人は転勤族であり今回の申請は財産の処分もかねていて申請の贈与にはまちがいありませんとの事でした。</p> <p>委員の皆様のご審議宜しく申し上げます。</p>
15番	<p>(土浜委員)</p> <p>農地法第3条の規定によるNo.7の土地について調査報告をいたします</p> <p>3月16日 午後4時ごろ現地確認をしました。</p> <p>申請地は、平集落の南に位置しており現在は、草が少し生えた状態でした。なにも栽培されていませんでした。周辺の農地は、牧草が植えられていました。</p> <p>申請地は、前から受人が利用していた所です。</p> <p>・農地法第3条の調査書については、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については、別紙のとおりでありますので報告いたします。」</p>
10番	<p>(泉委員)</p> <p>No.7の土地 節田字一ツ間346-1の土地について、調査報告をいたします。</p> <p>3月17日2時30分ごろに調査しました。</p> <p>申請地はなん年か前まで牛舎として利用していましたが新しい牛舎が出来たため解体し今はみかんとももが植えてありました。</p>

第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については別紙のとおりでありますので報告いたします。

11番

(中山委員)

農地法第3条の規定によるNO.8について、調査報告をいたします。

3月19日9時に受人宅の会社を訪問し直接話を聞きました。

受人は、建設業をしながら「ぐすく農産」や「南西商事」の事業等で農産物の生産や販売事業も展開しているが、今回は個人的に農地を購入して農業生産をしていくとのことでした。農機具等はグループ企業から借用するようである。

譲渡人とは特に関係はありませんが、知人からの紹介とのことでした。申請内容については、申請地の面積、対価等について確認いたしましたが、間違いはないとのことでしたので報告いたします。

委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

15番

(土浜委員)

農地法第3条の規定によるNo.8 渡人について、調査報告をいたします。

3月16日午後1時30分ごろ渡人に直接会い話を聞きました。土地の所在、及び権利の設定等に係る対価等記載内容に間違いのないとのことでした。

続いて土地について報告いたします。

3月16日午後2時ごろ渡人の案内で、現地確認をしました、資料のP19をごらん下さい。

申請地は、県道から直接は入れないので山手の方へ上がってから下るというかたちになります、現在は、観葉植物が全体の半分くらい植えられていたが近い内に掘り取って出荷するそうです。周辺農地は、山手の方は観葉植物が植えられていました。

農地法第3条の調査書については、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますので報告いたします。

13番

(吉委員)

農地法第3条の規定によりNo.9の受人について、調査報告をいたします。

受人に3月12日の午前10時に自宅で受人と親と話を聞いてきました。申請書内容には間違いのないとのことでした。

渡人とは親の代で土地の取引があり、すでに所有権は売っていて、今回は贈

与ということになったとのことでした。  
今後とも家族兄弟で意欲的に農業に取り組んでいきたいとのことでした。  
これからは野菜をいろいろ作っていきたいとのこと。  
特に問題はないと考えます。

事務局

(竹田分室長)

農地法第3条の規定による許可申請No.9の譲渡人に3月18日金曜日11時10分に電話をいたしました。

譲渡人は鹿児島市に居住しており、この畑に関しては以前に重山さんへ売買されているとのこと、今回整理する目的で贈与として申請する事になったようです。

13番

(吉委員)

受人は、綾崩2510番は確認が取れており、これまでも、野菜類が植えて有り今後も増やして、親兄弟で続けていくとのことでした。

申請地は周辺の農地への影響もなく問題はないと思います。

農地法第3条の調査書については「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については別紙のとおりでありますので報告いたします。」

委員の皆様のご審議のほどよろしくお願ひいたします。

8番

(前田委員)

議案第10号の農地法第3条の許可申請についてのNo.10について、譲受人と譲渡人、土地について調査しました。

譲受人と土地については、3月19日午前9時30分に受人宅で申請書について本人と奥さんに説明し申請書の通りまちがないのでよろしくお願ひしますとのことでありました。

そのあと、土地については4筆であります。現地へ行き36ページをごらん下さい、中心に位置する奄美市笠利町大字手花部字汐入3145については水田跡地であります。草刈りさえしたら、田いもが栽培できる状態ですが、あとの3筆については川の北側にある2筆と、東側にある1筆は雑木が茂り相当の重機等を入れて農地再生する必要がありますが、受人が頑張るとのことでありました。

譲渡人には3月21日午前8時半にて大阪に子供達に会いにいき留守のため電話にて申請書の確認を行いました、これまでも受人、渡人はたえず申請書の作成については話し合っておりましたので申請書の通りであります。

よろしくお願ひしますとのことでありました。

尚、調査書については「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については別紙のとおりでありますので報告いたします。

委員のみなさまの審議方よろしくお願ひします。

議長

(榮会長代行)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですのでこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第10号農地法第3条の規定による許可申請、No.7からNo.10については、許可することに賛成の方は挙手を求めます。

(「全員」挙手あり)

挙手多数でご異議なしと認めます。

よって、議案第10号農地法第3条の規定による許可申請No.7からNo.10については審議の結果、これを認めることに決定いたしました。

議長交代 → 吉会長

議長

(吉会長)

日程第4

議案第11号農地法第5条の規定による許可申請No.4からNo.9について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

(政局長)

(議案の朗読と説明)

議案第11号の5条の許可申請について

38ページをお開き下さい。

NO.4につきましては、譲渡人の所有する土地、529㎡を譲受人が宿泊施設を建設するための、売買による所有権移転でございます。

申請地は、笠利総合支所から南西側へ3.9kmの場所に位置し、国道や宅地に囲まれており、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。

50ページをお開き下さい。

NO. 5につきましては、譲渡人の所有する土地、912㎡を譲受人がコンテナハウス兼駐車場として利用したいという事で、売買による所有権移転でございます。

申請地は、笠利総合支所から東側へ4.1kmの場所に位置し、県道や宅地に囲まれており、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。

62ページをお開き下さい。

NO. 6につきましては、譲渡人の所有する土地、268㎡を譲受人がコンテナハウスとして利用したいという事で、売買による所有権移転でございます。

申請地は、笠利総合支所から東側へ4.1kmの場所に位置し、県道や宅地に囲まれており、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。

74ページをお開き下さい。

NO. 7につきましては、譲渡人の所有する土地、612㎡の内48.35㎡を譲受人が駐車場として利用したいという事で、売買による所有権移転でございます。

申請地は、笠利総合支所から北側へ6.4kmの場所に位置し、県道や宅地に囲まれており、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。

84ページをお開き下さい。

NO. 8につきましては、譲渡人の所有する土地、294㎡を譲受人が農家住宅を建築するために購入するという事で、売買による所有権移転でございます。

申請地は、笠利総合支所から南西側へ1.7kmの場所に位置し、市道や宅地に囲まれており、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。

94ページをお開き下さい。

NO. 9につきましては、譲渡人の所有する土地、529㎡を譲受人が一般住宅を建築するという事で、贈与による所有権移転でございます。

申請地は、笠利総合支所から北東側へ4kmの場所に位置し、市道や宅地に囲まれており、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。

以上6件でございます。

(吉会長)

本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。

議長

事務局	<p>(順次、譲受人、譲渡人及び土地の順にそれぞれ担当調査委員から報告)</p> <p>(竹田分室長)</p> <p>第5条の規定による許可申請No.4の譲受人に3月18日 金曜日 13時40分に電話にて申請内容の確認を行いました。</p> <p>宿泊所として申請ですが、中身としては貸別荘として利用するようです。</p> <p>申請内容につきましても転用の目的や地番、面積、土地の所得金額等に間違いのないとの事で確認が取れました。</p> <p>委員の皆様のご審議宜しくお祈いします。</p>
8番	<p>(前田委員)</p> <p>議案第11号の農地法第5条の許可申請についてのNo.4について、譲渡人と土地について調査報告をいたします。</p> <p>3月21日午前8時50分譲渡人の自宅に伺い申請書について確認しました、対価等についても間違いのないとのことであります。</p> <p>その後、土地について譲渡人の案内で土地の調査をしました。</p> <p>土地は奄美市笠利町大字喜瀬字イトン金久875番3で41ページが位置図、40ページが字図であります、字図の中央に東西に国道58号の海側にあります。</p> <p>土地は雑草も生えてなく良く管理されておりました、本人も農業をする意思もないようで、活用してもらった良いと思えばなすことにしたとのことであります。</p> <p>委員のみなさまの審議方よろしくお祈いします</p>
16番	<p>(野崎委員)</p> <p>議案第11号農地法第5条の許可申請のNo.5の譲受人について報告をいたします。</p> <p>3月18日13時に譲受人の自宅において調査をいたしました。</p> <p>事業拡大のためコンテナハウス設置するのに隣接地で最適地な場所で釣り客の宿泊施設と駐車場、休憩所、確保するために、申請面積が必要になるためと言う事でした。事業計画書等に選定した理由等も、転用等の理由等もくわしく説明されております。 以上です。</p> <p>委員の皆さんのご審議お願いいたします。</p>
事務局	<p>(竹田分室長)</p> <p>第5条の規定による許可申請No.5の譲渡人に3月18日金曜日 13時50分に電話にて申請内容の確認を行いました。</p>

	<p>土地の所在、面積及び売買金額等に間違いのないとの事で確認が取れました。以上ですが、委員の皆様のご審議宜しく申し上げます。</p>
16番	<p>(野崎委員) 土地につきましては、申請地は隣接している2筆の土地で、草や雑木でおおわれている土地であります。 ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
16番	<p>(野崎委員) 議案第11号農地法第5条の許可申請のNo.6の譲受人について報告をいたします。申請内容については、No.5と同様でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
事務局	<p>(竹田分室長) 第5条の規定による許可申請No.6の譲渡人に3月20日(日)8時30分に電話にて申請内容の確認を行いました。 土地に所在、面積及び売買金額等に間違いのないとの事で確認が取れました。以上ですが、委員の皆様のご審議宜しく申し上げます。</p>
16番	<p>(野崎委員) 土地につきましては、No.5で申請している隣接の土地で、草や雑木でおおわれている土地であります。 ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
事務局	<p>(竹田分室長) 第5条の規定による許可申請No.7の譲受人に3月18日金曜日13時15分に電話にて申請内容の確認を行いました。 申請書にありますように家を建築しその駐車場として今回、申請しているとの事でしたので、別荘目的なのか確認を行いました。 本人は一般住宅として建築を考慮しており移住する予定との事です。 また、仕事に関してはリモートワークで十分行えるとの事で、申請内容につきましても転用の目的や地番、面積、土地の所得金額等に間違いのないとの事で確認が取れました。 委員の皆様のご審議宜しく申し上げます。 引き続き譲渡人について報告いたします。 第5条の規定による許可申請No.7の譲渡人に3月18日金曜日13時10分に電話にて申請内容の確認を行いました。譲渡人は高齢であるため息子さんに確認を行いました。 土地の所在、面積及び売買金額等に間違いのないとの事で確認が取れました。以上ですが、委員の皆様のご審議宜しく申し上げます。</p>

13番	<p>(吉委員)</p> <p>農地法第5条の規定により、No.7の土地について調査報告をいたします。</p> <p>3月20日午後4時頃に現地調査を行いました、申請書の土地は笠利町大字用字中野278番1の612㎡の内48.35㎡を分筆して駐車場にしたいとのことです。</p> <p>現在、申請地は雑草に覆われており、海岸沿いのため耕作することは困難と考えます。特に問題はないと考えます。</p> <p>委員の皆様のご審議のほどよろしく申し上げます</p>
8番	<p>(前田委員)</p> <p>議案第11号の農地法第5条の許可申請No.8について、譲受人、譲渡人、土地について調査報告いたします。</p> <p>まず、譲受人と土地については3月19日午前9時30分に受人宅で申請書について、本人と奥さんに説明しました。申請書は平成16年頃に奄美に移住し今日まで手花部校区に住み子供も2人育てております、まえまえから「自宅をかまえて農業」という目的で頑張っております。</p> <p>申請書の通り間違いないとのことであります。</p> <p>土地については87ページに位置図あります 86ページ申請地で港湾道路西側にあります 奄美市大字手花部字汐入3151番地1、畑294㎡、現況としては、サトウキビを収穫した状態であります。</p> <p>譲渡人とは3条でも説明しました通り、大阪に旅行中のため電話で申請書の確認を3月21日午前8時30分に行いました</p> <p>申請書の通り代価等についてもまちがいないとのことであり、よろしく申し上げますとのことであります。</p> <p>委員のみなさまの審議方よろしく申し上げます。</p>
13番	<p>(吉委員)</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請No.9について、調査報告いたします。</p> <p>3月12日午前10時に受人は留守でしたが共同受人の奥さんと祖父母の渡人と申請書について自宅及び現地で話を聞くことができました。</p> <p>受人は渡人の孫になり、孫から申請書のことについて話を聞くことが出来ました。</p> <p>申請の内容には間違いないとのことです。</p> <p>引続き、渡人にも同時刻に自宅で話を聞くことが出来ました、</p> <p>なお、受人すなわち孫夫婦が家を建築したいとのことで、隣の土地に建てることになり、土地は贈与するとのことでした、申請書の内容に間違いないとのことです。</p> <p>続いて、土地について報告いたします。</p> <p>「笠利町大字笠利字前嶺1082番1」の申請地は高台にあり、法面なども、面積に含まれており、500㎡以上ではあるが問題はない物と思われます。</p> <p>また、親と祖父母の自宅がある同敷地内となっており、特に問題はない物と思われます。</p>

<p>議長</p>	<p>委員の皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>(榮会長代行)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第11号農地法第5条による許可申請No.4からNo.9については、許可することに賛成の方は挙手を求めます。</p> <p>(「全員」挙手あり)</p> <p>挙手多数でご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第11号農地法第5条の規定による許可申請No.4からNo.9については、審議の結果各項目とも適当と認めこれを許可することに決定いたしました。</p> <p>日程第5</p> <p>議案第12号 非農地申請No.4とNo.5について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(政局長)</p> <p>議案第12号「非農地の認定について」非農地の認定について</p> <p>105ページをお開き下さい。笠利町大字須野の1筆で、203㎡の土地でございます。</p> <p>申請地は、1987年頃から休耕地となっている状況で、現在は雑木が多数自生しており状況で農地として、使用不能になっていることから非農地としての申請です。</p> <p>111ページをお開き下さい。知名瀬集落内の2筆で、474㎡の土地でございます。</p> <p>申請地は平成3年頃から非耕作地となっており、農地への復旧が困難な状況からの非農地としての申請です。</p> <p>詳しくは担当調査委員の報告があると思いますのでよろしくお願ひいたし</p>

<p>議長</p> <p>1 3 番</p> <p>1 6 番</p> <p>1 1 番</p>	<p>ます。</p> <p>以上 2 件でございます。</p> <p>(榮会長代行)</p> <p>それでは本件に対する担当調査委員の調査報告を求めます。</p> <p>(順次、願出人及び土地の順にそれぞれ担当調査委員から報告)</p> <p>(吉委員)</p> <p>議案第12号非農地証明願いNo.4について、調査報告をいたします。</p> <p>3月13日に午前9時30分に本人と自宅で会って話を聞きました、本人から申請地は海に近く道路もない状況で約30年近く農作業が出来ない状況で今後も耕作は困難なので、今回、非農地の認定申請をしたとのことでした。</p> <p>委員の皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>(野崎委員)</p> <p>議案第12号非農地調査のNo.4、の土地につきまして報告いたします</p> <p>申請地は、約40年前から耕作もされておらず道路もない状態で荒れております。</p> <p>また、耕作するにも容易に歩いて行ける状況ではないため、非農地としても致し方ないと思われまます。</p> <p>委員の皆さんのご審議お願いいたします。</p> <p>(中山委員)</p> <p>非農地申請書No.5の願出人について、調査報告いたします。</p> <p>3月19日10時30分頃に、私の自宅に来訪して頂き直接話を伺いました。願出人は自営業をしているため仕事の合間を見て来訪して頂きました。</p> <p>申請書の土地は、父親から相続されたもので、叔父と願出人の2名で登記されており、父親が健在の頃は耕作をしていたが、その後は休耕地になっているとのことである。願出人は、農業をすることはなく、叔父も福島県在住のため農業をすることはないとのことである。</p> <p>申請地の所在は、把握しているとのことであった。</p> <p>委員の皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
--	---

事務局	<p>(政局長)</p> <p>No.5について、3月22日(火)17:20ごろもう1名の願出人は、福島県在住なので事務局から電話連絡し確認したところ、非農地申請に関して特に問題はないという事でありました。</p> <p>委員の皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
6番	<p>(西委員)</p> <p>非農地申請書No.5の土地について、調査報告いたします。</p> <p>3月19日土曜日午後4:30分頃 知名瀬の申請地を見に行きました、願出人にも立ちあってもらいました</p> <p>2筆の土地は知名瀬トンネルを出て300mぐらい農道を下った道路下にある畑です、申請地の回りは住宅地で申請地は雑木が生えている状態でした</p> <p>以上です。委員の皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>(榮会長代行)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第12号非農地申請No.4とNo.5については、賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(「全員」挙手)</p> <p>全員賛成であります。</p> <p>よって、議案第12号非農地申請、No.4とNo.5については、審議の結果これを承認することに決定いたしました。</p> <p>議長交代 → 吉会長</p>
議長	<p>(吉会長)</p> <p>日程第6</p>

事務局	<p>議案第13号奄美市農用地利用集積計画（利用権設定）の合意解約の決定について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。 （中棚委員退席）</p> <p>（政局長） （事務局の朗読及び説明）</p>
議長	<p>（吉会長）</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>（「なし」の声あり）</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。</p> <p>議案第13号奄美市農用地利用集積計画（利用権設定）の合意解約の決定については、許可意見と認めることにご異議がなければ挙手をお願いいたします。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>挙手多数でご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第13号奄美市農用地利用集積計画（利用権設定）の合意解約決定については、承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。</p> <p>（吉会長）</p>
事務局	<p>日程第7</p> <p>議案第14号奄美市農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>（政局長） （事務局の朗読及び説明）</p>

内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。

議長

(吉会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第14号奄美市農用地利用集積計画（利用権設定）の決定については、許可意見と認めることにご異議がなければ挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

挙手多数でご異議なしと認めます。

よって、議案第8号奄美市農用地利用集積計画（利用権設定）の決定については、承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

以上で、本日用意した議事日程はすべて審議を終了いたしました。

連絡事項等があるようですから、これから協議会へ移したいと思っております。

正会に返します。

以上で、本日用意した案件は全て審議終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れ様でした。

令和 4年 3月23日

奄美市農業委員会

会長 吉 卓男

署名委員 西 盛満

署名委員 前山 重一郎

作成者 政 新一郎